

★ ダブルライセンスのシナジーを強調

●本セミナーの構成

① 社労士資格の活用場面

- ・ 1・2号業務（独占業務：8割）：労働社会保険等の書類作成及び官公署への提出手続
- ・ 3号業務（非独占業務：2割）：就業規則・賃金・退職金規定の策定、労務・人事全般にわたるコンサルタント業務

② 社労士資格の強みと弱み

●社労士の強み

●社労士の弱み

例）社労士でコンサルしている友人の話

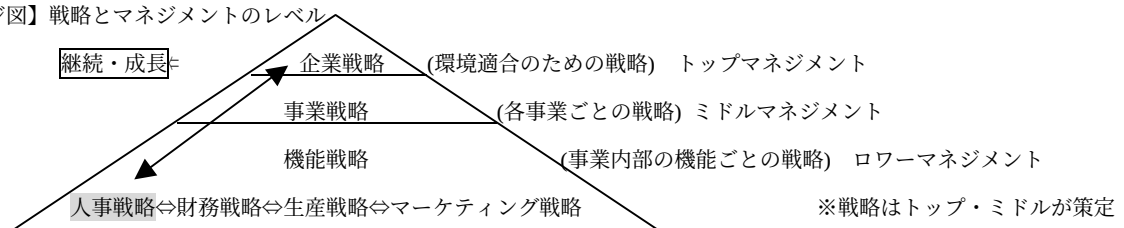
- 賃金退職金制度の見直し…業績連動型ではなく職能資格制度などの設計は今後の売上動向を考慮する必要
- 新たな事業展開の中での労務管理…事業計画の策定や見直しへの関与や財務的な知識が必要
- 業務の効率化を図るのも、業務と人の管理は一体化してる

⇒組織活性化、事業改善には人が関わる。

「人に関わる仕事をする私たちにとっては、最終的にはそれによって企業業績が上がらなくては、認めてもらえない。」

③ 弱みを補完する診断士の資格

【イメージ図】戦略とマネジメントのレベル



④ 社労士取得者にとっての診断士受験のアドバンテージ